

第一〇一回

参第四号

男女雇用平等法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 性別を理由とする差別の禁止（第三条 - 第五条）

第三章 監督等（第六条 - 第十四条）

第四章 不服審査

第一節 不服申立て（第十五条・第十六条）

第二節 中央雇用平等審査会（第十七条 - 第二十五条）

第三節 地方雇用平等審査会（第二十六条 - 第二十九条）

第四節 審査請求の手續（第三十条 - 第四十五条）

第五節 再審査請求の手續（第四十六条）

第五章 補則（第四十七条・第四十八条）

第六章 罰則（第四十九条 - 第五十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、配置、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が労働者等に対して性別を理由とする差別をすることを禁止するとともに、その差別を迅速かつ適正な手續により是正するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の平等取扱いの確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働者」又は「使用者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条又は第十条に規定する労働者又は使用者をいう。

2 この法律において「性別を理由とする差別」とは、法律若しくはこれに基づく命令に規定がある場合又は業務の性質上必要である場合を除き男女異なる取扱い（男女別の取扱いの基準を定めることを含む。）をすることをいう。

3 この法律において「労働者委員」、「使用者委員」及び「公益委員」とは、中央雇用平等審査会又は地方雇用平等審査会の委員のうち、それぞれ、労働者、使用者及び公益を代表する委員をいう。

第二章 性別を理由とする差別の禁止

（労働条件等についての差別の禁止）

第三条 使用者は、募集若しくは採用又は賃金、配置、昇進、定年、退職その他の労働条件について、性別を理由とする差別をしてはならない。

(職業紹介等についての差別の禁止)

第四条 何人も、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）の行う職業紹介又は職業指導について、性別を理由とする差別を受けることがない。

2 職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は労働者供給について、性別を理由とする差別をしてはならない。

(職業訓練についての差別の禁止)

第五条 何人も、国又は地方公共団体の行う職業訓練について、性別を理由とする差別を受けることがない。

2 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項に規定する事業主等は、その行う職業訓練について、性別を理由とする差別をしてはならない。

第三章 監督等

(監督機関)

第六条 労働省の都道府県婦人少年室に雇用平等監督官を置く。

2 都道府県婦人少年室長は、雇用平等監督官をもつて充てる。

3 雇用平等監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

4 雇用平等監督官を罷免するには、政令で定める雇用平等監督官分限審議会の同意を必要とする。

第七条 都道府県婦人少年室長及び雇用平等監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(雇用平等監督官の権限)

第八条 雇用平等監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場、公共職業安定所その他の施設に立ち入り、使用者、労働者、公共職業安定所の職員その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、雇用平等監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条 雇用平等監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

(労働者の申告)

第十条 労働者（労働者となろうとする者及び労働者であつた者を含む。第十三条第一項及び第十五条第一項において同じ。）は、第三条から第五条までの規定に違反する差別があると考えるときは、その旨を都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官に申告することができる。

2 前項に規定する申告があつたときは、都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官は、事件について必要な調査をしなければならない。

(是正勧告)

第十一条 都道府県婦人少年室長は、第三条から第五条までの規定に違反する差別があると認めるときは、使用者等に対し、その差別を是正するため必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(是正命令等)

第十二条 都道府県婦人少年室長は、第三条から第五条までの規定に違反する差別があると認めるときは、使用者等に対し、その差別を是正するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、使用者等が国又は地方公共団体の機関であるときは、都道府県婦人少年室長は、その機関に対し、同項の処分に替えて、必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

(労働者の申請)

第十三条 第三条から第五条までの規定に違反する差別をされたと考える労働者は、都道府県婦人少年室長に対し、労働省令で定めるところにより、適当な措置を執るべきことを申請することができる。

2 前項の申請を受けた都道府県婦人少年室長は、相当の期間内に、適当な措置を執るか、又は措置を執らない旨の決定をしなければならない。この場合においては、その申請をした者に対し、速やかに、措置を執つたときはその内容を、措置を執らない旨の決定をしたときは理由を示してその旨を、通知しなければならない。

(報告等)

第十四条 都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者、公共職業安定所の職員その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第四章 不服審査

第一節 不服申立て

(不服申立て)

第十五条 第十二条第一項の規定による処分に不服がある使用者等若しくは労働者又は同条第二項の規定による指示若しくは第十三条第二項の規定による決定(行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)にいう「処分」に含まれるものとする。)に不服がある労働者は、地方雇用平等審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第十三条第一項の申請に対する不作為(行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。)についての審査請求についても、前項と同様とする。

3 地方雇用平等審査会の裁決(前項の審査請求の裁決を除く。)に不服がある使用者等

又は労働者は、中央雇用平等審査会に対して再審査請求をすることができる。

4 前項の再審査請求は、同項の者が第一項の審査請求をしなかつたときにおいても、することができる。

5 第一項及び第二項の審査請求並びに第三項の再審査請求については、行政不服審査法第二十五条及び第二十七条から第三十一条まで（同法第五十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第十六条 第十二条第一項の規定による処分、同条第二項の規定による指示若しくは第十三条第二項の規定による決定（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）にいう「処分」に含まれるものとする。）又はこれらについての審査請求の裁決の取消しの訴えは、その処分、指示若しくは決定又は裁決についての再審査請求に対する中央雇用平等審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項の場合における審査請求の裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法第八条第二項の規定を準用する。

第二節 中央雇用平等審査会

（設置）

第十七条 第十五条第三項の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、中央雇用平等審査会（以下「中央審査会」という。）を置く。

（組織）

第十八条 中央審査会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員各四人をもつて組織する。

2 労働者委員、使用者委員及び公益委員は、それぞれ男女同数とする。

3 中央審査会に会長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 会長は、会務を総理し、中央審査会を代表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された者が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員は、常勤とすることができる。

（委員の任命）

第十九条 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて雇用における男女の平等取扱いの推進に関し識見を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて同項に定める資格を有する者のうちから公益委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければ

ならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(欠格事由)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期等)

第二十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(失職及び罷免)

第二十二条 委員が第二十条各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

- 2 中央審査会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(服務)

第二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。
- 3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(会議)

第二十四条 中央審査会は、会長が招集する。

- 2 中央審査会は、労働者委員、使用者委員及び会長を含む公益委員各二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 中央審査会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 中央審査会が第二十二条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわら

ず、本人を除く出席委員の全員の一致がなければならない。

- 5 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十八条第五項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(給与)

第二十五条 委員の給与は、別に法律で定める。

第三節 地方雇用平等審査会

(設置等)

第二十六条 第十五条第一項及び第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、都道府県ごとに地方雇用平等審査会(以下「地方審査会」という。)を置く。

- 2 地方審査会の名称及び位置は、政令で定める。

(組織)

第二十七条 地方審査会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員各四人、六人、八人又は十人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

- 2 労働者委員、使用者委員及び公益委員は、それぞれ男女同数とする。
- 3 地方審査会に会長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。
- 4 会長は、会務を総理し、地方審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された者が、その職務を代理する。
- 6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第二十八条 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて雇用における男女の平等取扱いの推進に関し識見を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(中央審査会に関する規定の準用)

第二十九条 第二十条から第二十五条までの規定は、地方審査会及びその委員について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第二十九条において準用する第二十条各号」と、同条第二項及び第二十三条第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、第二十四条第二項中「各二人以上」とあるのは「の定数のそれぞれ二分の一以上の委員」と、同条第四項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二十九条において準用する第二十二条第二項」と、「前項」とあるのは「第二十九条において準用する第二十四条第三項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第二十九条において準用する第二十四条第二項」と、「第十八条第五項」とあるのは「第二十七条第五項」と読み替えるものとする。

第四節 審査請求の手續

(管轄地方審査会)

第三十条 第十五条第一項及び第二項の規定による審査請求は、原処分（第十二条第一項の規定による処分、同条第二項の規定による指示又は第十三条第二項の規定による決定をいう。以下同じ。）又は第十三条第一項の申請に対する不作為に係る都道府県婦人少年室長の属する都道府県婦人少年室の所在地の都道府県に置かれた地方審査会に対してするものとする。

（合議体）

第三十一条 審査請求の事件の処理は、委員のうちから、地方審査会が指名する労働者委員、使用者委員及び公益委員各二人をもつて構成する合議体で行う。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の合議体を構成する委員について準用する。

第三十二条 前条第一項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、地方審査会の指名する公益委員が審査長となる。

第三十三条 第三十一条第一項の合議体は、四人以上の審査員が出席しなければ、審理をし、又は合議を行い、議決をすることができない。

2 第三十一条第一項の合議体の議事は、出席した審査員の過半数をもつて決し、可否同数のときは審査長の決するところによる。

（審査請求の公告）

第三十四条 地方審査会は、審査請求を受理したときは、政令で定めるところにより、審査請求の要旨を公告しなければならない。

（審理の期日及び場所）

第三十五条 地方審査会は、審理の期日及び場所を定め、審査請求人、原処分又は第十三条第一項の申請に対する不作為に係る都道府県婦人少年室長及び参加人（以下これらの者を「当事者」という。）に通知しなければならない。

（審理の公開）

第三十六条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

（審理の指揮）

第三十七条 審理の指揮は、審査長が行う。

（意見の陳述等）

第三十八条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出頭して意見を述べることができる。

2 前項の場合には、審査請求人又は参加人は、地方審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（審理のための処分等）

第三十九条 地方審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を

徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業場その他の施設に立ち入り、使用者、労働者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 地方審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 地方審査会は、当事者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

5 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審尋に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は同項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、地方審査会は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

6 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の弁償)

第四十条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(調書)

第四十一条 地方審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者は、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十二条 地方審査会の合議は、公開しない。

(変更裁決)

第四十三条 地方審査会は、審査請求が理由があるときは、裁決で原処分を変更することができる。ただし、審査請求人の不利益にその処分を変更することはできない。

2 審査請求が原処分の相手方以外の者のしたものである場合における前項の裁決は、審査請求人及びその処分の相手方に送達することによつて、その効力を生ずる。

(不服申立ての制限)

第四十四条 この節の規定に基づいて地方審査会がした処分(前条第一項の裁決を除く。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第四十五条 この節に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 再審査請求の手續

(審査請求に関する規定の準用)

第四十六条 第三十四条から前条までの規定は、中央審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、第三十五条、第三十八条第二項及び第四十三条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と、第三十七条中「審査長」とあるのは「会長」と、第三十九条第二項及び第三項中「審査員」とあるのは「委員」と、第四十条中「前条第一項第一号若しくは第二項」とあるのは「第四十六条において準用する第三十九条第一項第一号若しくは第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第四十六条において準用する第三十九条第一項第三号」と、第四十三条第一項中「原処分」とあるのは「原処分又は地方審査会の裁決」と、「その処分」とあるのは「その処分又は裁決」と読み替えるものとする。

第五章 補則

(不利益取扱いの禁止)

第四十七条 何人も、第十条第一項の申告若しくは第十三条第一項の申請をしたこと、同項の申請に対する不作為について行政不服審査法第七条の異議申立てをしたこと、第十五条第一項若しくは第二項の審査請求若しくは同条第三項の再審査請求をしたこと又は地方審査会若しくは中央審査会が行う審査請求若しくは再審査請求に係る審理のために証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをされない。

(適用関係)

第四十八条 この法律の規定は、国又は地方公共団体の公務員及び船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に対する性別を理由とする差別については適用せず、その差別の是正に関しては別に法律で定める。

第六章 罰則

第四十九条 第二十三条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反した者
- 二 第四条第一項又は第五条第一項の規定に違反して差別をした者
- 三 第十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第四十三条第一項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による裁決（国又は地方公共団体の機関に対し必要な措置を執るべきことを命ずる旨の裁決を除く。）

く。)に違反した者

五 第四十七条の規定に違反して不利益な取扱いをした者

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。ただし、地方審査会又は中央審査会が行う審査請求又は再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

一 第三十九条第一項第一号又は第二項(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して出頭せず、審尋に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第三十九条第一項第二号(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

三 第三十九条第一項第三号(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

四 第三十九条第一項第四号又は第二項(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十一条又は前条第一号、第二号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二条 第十九条第一項の規定による中央審査会の委員の任命又は第二十八条の規定による地方審査会の委員の任命のために必要な行為は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行前においても、行うことができる。

(最初に任命される公益委員の任命についての特例)

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十九条第二項及び第三項の規定の例による。

(最初に任命される委員の任期の特例)

第四条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任期は、第二十一条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、労働者委員、使用者委員及び公益委員のうち各一人は一年、各一人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方審査会の委員の任期は、第二十九条において準用する第二十一条第一項本文の規定にかかわらず、労働大臣の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各四人の場合 各一人は一年、各一人は二年、各二人は三年

二 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各六人の場合 各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

三 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各八人の場合 各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年

四 当該地方審査会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十人の場合 各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

(労働基準法の一部改正)

第五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(性別による差別の禁止)

第四条 労働者の性別を理由とする労働条件についての差別的取扱いの禁止に関しては、男女雇用平等法(昭和五十九年法律第 号)の定めるところによる。

第百十六条中「乃至第十一条、第百十七条乃至第百十九条」を「から第三条まで、第五条から第十一条まで、第百十七条から第百十九条まで」に、「の外」を「ほか」に改める。

第百十九条第一号中「、第四条」を削る。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正前の労働基準法(以下この条において「旧法」という。)

第四条の規定に違反する事実があつた場合において、当該事実についてこの法律の施行前に旧法第百四条第一項の規定によりなされた申告は、第十条第一項の規定によりなされた申告とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員法の一部改正)

第八条 船員法の一部を次のように改正する。

第六条中「乃至第十一条、第百十七条乃至第百十九条」を「から第三条まで、第五条から第十一条まで、第百十七条から第百十九条まで」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第九条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第三条中「、性別」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の二の二 中央雇用平等審査会の常勤の公益を代表する委員

第一条第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の六の二 中央雇用平等審査会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を

「労働保険審査会委員

中央雇用平等審査会の常勤の公益を代表する委員」

に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 男女雇用平等法(昭和五十九年法律第 号)の施行に関すること。

第五条第四十二号の次に次の二号を加える。

四十二の二 男女雇用平等法に基づいて、使用者等に対し、労働者の性別を理由とする差別を是正するため必要な事項を命ずること。

四十二の三 男女雇用平等法に基づいて、使用者、労働者その他の関係者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第九条第一項中「第三十三号まで」の下に「、第三十四号の二」を加える。

理 由

雇用における男女の平等取扱いの確保を図るため、使用者等による性別を理由とする差別を禁止するとともに、その差別を迅速かつ適正な手続により是正するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約二億五千百万円の見込みである。